

第59回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 平成28年1月29日(金)
午後1時30分～午後3時35分
場所 岩手県庁 12階 特別会議室

出席委員

伊藤悦子	委員	岩手県農業農村指導士
井良沢道也	委員	岩手大学農学部教授
川田昌代	委員	岩手県環境アドバイザー
川村冬子	委員	森林インストラクター
神田由紀	委員	(株)岩手日報社報道部長
近藤とし子	委員	岩手県商工会女性部連合会監事
高橋早弓	委員	岩手県森林・林業会議常任理事
豊島正幸	委員	岩手県立大学総合政策学部長
服部幸司	委員	不動産鑑定士
細井洋行	委員	西和賀町長
南正昭	委員	岩手大学工学部教授
芳沢荃子	委員	岩手県教育委員会委員

(五十音順)

1 開 会

【事務局】(臼井環境影響評価・土地利用担当課長)

只今から、第59回岩手県国土利用計画審議会を開催させていただきます。進行を務めさせていただきます環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の臼井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、会議の成立についてご報告いたします。本日もご出席いただいている委員の皆様は、委員総数17名中、12名でございまして、岩手県国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定における半数以上の出席をいただいていることから、会議は成立していることをまずもってご報告申し上げます。

また、会議の公開についてでございます。「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日は傍聴者の方、記者の方についても公開とさせていただいておりますのでご了承願います。

2 挨 拶

【事務局】(臼井環境影響評価・土地利用担当課長)

それではお手元の次第に沿って、進めさせていただきます。はじめに、環境生活部長の

根子よりご挨拶申し上げます。

【事務局】（根子環境生活部長）

県の環境生活部長の根子でございます。第59回岩手県国土利用計画審議会の開催に当たり、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、当審議会は、国土利用計画法に基づき設置しており、本県の土地行政の基本となる「国土利用計画岩手県計画」及び「岩手県土地利用基本計画」について、ご審議をいただいているところでございます。

国土利用をめぐる状況でございますが、国においては、昨年8月14日に「国土利用計画全国計画」が閣議決定されております。今後、この計画の下で、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指すこととされております。

本県といたしましても、人口減少や東日本大震災津波の経験など、県土利用をめぐる基本的状況の変化を踏まえながら、限られた資源である県土を、将来にわたり適切かつ有効に利用できるよう、「国土利用計画岩手県計画」の改定に取り組んでいるところでございます。

本日の会議でございますけれども、まず、第五次の国土利用計画岩手県計画の素案について、ご審議をお願いいたします。この素案の検討に当たりましては、特別委員会の委員の皆様には大変活発なご議論をいただきましたことを、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。第五次岩手県計画の素案でございますが、全国計画を基本としながら、本県を取り巻く基本的状況などを踏まえ、「県民の暮らしを支える県土利用」、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の三つの基本方針を明確にしております。委員の皆様には、幅広い観点からのご審議をお願いしたいと思います。

次に、岩手県土地利用基本計画の変更についてでございますが、土地利用基本計画は、都市計画法、森林法などの個別法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものであり、今回の土地利用変更の条件が、この計画に沿ったものであるかについて、ご審議をお願いいたします。

委員の皆様方には、今後とも本県の土地行政の推進につきまして、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

なお、環境生活部長につきましては、用務の都合で会議の途中で退席をさせていただくことになろうかと思っておりますので、あらかじめご了承願います。

3 資料確認

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

続きまして、資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては、大部で恐縮でございますけれども、事前に委員の皆様にお送りさせていただいております。本日もご持参をお願いしております。お持ちになっていない方は事務局にお申し付けいただければと思います。

本日の資料の確認でございます。まず、次第がございまして、配席図、委員名簿、事務局名簿までが会議の基本的なことにすることでございます。資料1といたしまして、国土利用計画岩手県計画の素案の概要、資料1-1といたしまして岩手県計画の素案、1-2といたしまして計画における目標面積、1-3といたしましてスケジュール、併せて横の三段表になっております、全国計画と第四次の県計画を比較した表を参考資料としてお付けしております。また、資料2でございますけれども、岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について、という資料でございます、写真が載っているものも併せて23ページほどございます。こちらの写真の部分については、プロジェクターでも掲示しますので、そちらをご覧くださいと思います。併せまして、参考資料として、参考資料1から参考資料8まで、参考資料1は国土利用計画審議会の所掌事務でございます、参考資料8は国土利用計画の全国計画の概要ということでお付けしてございます。もしご不足等ありましたら、事務局にお申し付けいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

併せまして本日、当日配付資料が何点かございます。まず、参考でございますけれども、国土利用計画審議会の特別委員会の審議経過について、両面で委員名簿とあわせて1枚ございます。また、配付資料の訂正ということで、事前にお送りしておりました素案の中で1カ所記述のミスがございましたので、こちらにつきまして正誤表をお付けしたところでございます。また併せまして、知事から会長あてということで、岩手県土地利用基本計画変更の諮問書の写しにつきましてもお配りしてございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日もご出席の委員の皆様でございますけれども、名簿及び配席図をお配りしてございますので、大変恐縮ですが、そちらをご覧くださいことといたしまして、ご紹介を省略させていただければと存じます。

4 議 事

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長に務めていただくことになっておりますので、豊島会長に以後の進行をお願いします。会長どうぞよろしくお願いいたします。

【豊島会長】

豊島です。引き続きよろしくお願いいたします。本日議題が2件あります。一つ目が岩

手県計画第五次素案について、これについては、先ほど部長さんのご挨拶の中にもありましたとおり、特別委員会を3回開きまして、そこで協議したものであります。ただ、隅々のところまで、まだまだ気が付かなかったところがたくさんあると思いますので、それぞれのお立場、視点からご意見を頂戴できればと思います。

二つ目が岩手県土地利用基本計画について、知事から諮問があったということでありませう。この2点、協議よろしくお願ひいたします。

それでは、最初にいつもお願ひしております、会議録署名委員の指名をさせていただきます。今までのやり方を踏襲しまして、過去に署名を行った方を除きまして、名簿順に指名することといたします。その結果、神田委員と服部委員のお二人にお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、その会議録署名委員につきましては、規定に則って指名させていただきました。岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定であります。それでは、お二人よろしくお願ひいたします。

(1) 国土利用計画岩手県計画（第五次）素案について

【豊島会長】

それでは議事に入ります。はじめに「国土利用計画岩手県計画第五次素案について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

（（参考）「国土利用計画審議会特別委員会における審議の経過について」説明）

【事務局】（佐々木主任主査）

（資料1「国土利用計画岩手県計画（第五次）素案について」説明）

【豊島会長】

ありがとうございます。全体を見通すのは、このA3判の資料1がよろしいかと思ひます。この資料1の概要を示しているものの一番左側には、県土利用をめぐる状況変化及び課題というものがまとめられております。ご説明によると、大きく三つの状況変化を私達は踏まえていかなければいかないでしょう、ということでございます。そういったことを踏まえまして、基本方針が記されている真ん中の欄のところでございますが、計画のねらいというところをご覧ください。この度の表現は、「適切な県土管理と県土利用の質的向上」という狙いを掲げております。前回の第四次計画のものと比べると、一つ大きな表現の違いがあります。以前の四次計画の時には、「県土利用の質的向上」という要素は表現されておりますが、今回は更に進めた形で、「適切な県土管理」ということを打ち出している点、そこが大きな特徴かと思ひます。それを具体化したのが、その下の三つです。「県民の暮らしを支える県土利用」、それから「自然環境と美しい景観を活かしていく県土利用」、「安

全・安心を実現する県土利用」、というようにより具体化したものになります。具体的にはその下に箇条書きで書いてある内容になっております。

さらにこれをやって、数値として面積を大体どのくらいのところに設定しておきましょうかというのは、一番右側の規模の目標、土地利用ごとの目標面積を掲げてあります。これは、これからの状況の変化及びこれまでのトレンド等を参考にして、特別委員会においてもこういうことでよかろうと設定したところでございます。

こういったところを一つポイントにして、ご意見を頂戴したいと思います。

なお、この県計画というのは、資料の一番後につけてある参考資料の8、全国計画というのがあります。この県計画をつくるベースとなるものとして、国の全国計画というのが先につくられておまして、この大枠の上に立って、岩手県の秩序に合うような形で策定されたもの、それが第五次素案であるにご理解下さい。この全国計画から大きく外れて岩手県計画があるものではないし、また、それはあまり望ましいことではないので、ある意味でこの国の計画、方向、枠組みに沿って、岩手県に合うような形で素案ができていますにご理解下さい。

それでは、先ほども申し上げましたけども、特別委員会でもまだまだ目が行き届かない所が多々あると思いますので、それぞれのお立場、視点でご意見を頂ければと思います。特別委員会の委員の皆様も加えて発言をお願いしたいと思います。それではいかがでしょうか。どの辺からでも結構ですが。

それでは、呼び水になるかわかりませんが、私がちょっと気になったところを質問させていただきます。資料1の概要、これの真ん中の基本方針の一番上段のところに、「県民の暮らしを支える県土利用」とあって、その下にいくつか箇条書きがあつて、黒い矢印があつてその下、アンダーラインが引いてある表現です。「適切な県土管理水準の確保」という表現があります。先ほど、冒頭で今回の第五次素案については、ねらいのところに「適切な県土管理」を明示したということが特徴であると申し上げました。それを受けてですが、「適切な県土管理水準の確保」のこの水準というのは、どういう意味合いをもって我々受け止めればよろしいでしょうか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

冒頭に委員長の方からご指摘がございました、この適切な県土管理という表現を使った背景を簡単にご説明させていただきます。先ほど、会長からご紹介頂きましたとおり、参考資料7に第四次計画の概要がございまして、ここでは「自然的土地利用の減少抑制と県土利用の質的向上」という表現を用いています。今回、適切な県土管理という表現のねらいの一部を移しているところでございますが、参考資料8の国土利用計画全国計画をご覧いただければと思います。前回、国土利用計画全国計画第四次が策定されたのが平成20年でございまして、今回第五次ということで、昨年8月に閣議決定されたところでございますが、この中で一つ大きなポイントとして、取り上げられておりましたのが、1の一番左上の「本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築」という表現で

ございます。全国計画の趣旨としては、人口減少の中で十分に管理されない土地というものが出てきてしまうのではないかと、荒廃した土地や、農地でいうと荒廃農地や、森林でいうと全く管理されていないような森林とか、そういったものが生じてくるのではないかと。都市的な利用で申しますと空き家とか低・未利用とか、そういったものが今後の問題意識として示されたところがございます。岩手県の方でもその問題意識を受けまして、資料1でございますけれども、「適切な県土管理」ということで、県土管理水準を低下させないといったことについて、記述をしているところがございます。

「適切な県土管理水準」というのはどういうものかというご指摘でございますが、この計画において、若しくは私どもの考えの中で、定量的にこういったものが適切な管理水準であるという指標を持っているものではございません。ここの表現は、今申し上げたような荒廃農地の抑制、森林の適切な管理、若しくは空き家の有効活用といった取組を単に適切な県土管理というだけではなくて、一定の水準というものを、定量的にあるわけではありませんけれども、意識して進めていく必要があるだろうといった考え方で水準という言葉を使わせていただいております。

【豊島会長】

水準という言葉はそういう意味合いで受けとめます。もう少し、今の県土管理に関連して、今度は「多様な主体による県土の管理」と謳っております。この中に所有者、地域住民、市町村など様々な主体が土地利用や地域資源のあり方とありますが、この中に県は、多様な主体の中に入るものではないでしょうか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

これは当然、県は入ってくるものと思っております。県が策定する計画でございますので、県も取組の主体に入っているということも、ある程度自明だということで、概要には入れていないところがございます。本文で申しますと、資料1-1の24ページの(9)がそこに対応している記述があるところがございます。そこの1行目に「県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県」と記述してありますので、当然、県は主体としては含まれているというところがございます。また、NPOとか関連団体、事業者といった民間企業といったところも含めて、そういう土地の管理に対して意識を持つ、若しくは関わっていくということが重要であろうと認識をしております。

【豊島会長】

はい、わかりました。

【芳沢委員】

質問ですけれども、どこの町でも今、空き家が目についています。どなたもお気づきかと思うのですが、空き家の有効利用というので本当にうまくいけばいいというのは挙げ

られているのですが、具体的な利用方法についてお聞かせいただきたいというのと、もしそれが計画として取り掛かった時に、困難だとして問題になるところ、あるいは妨げるものがあるとする、というものがあるのかということ、具体的にお聞かせ願いたいというところがございます。

【豊島会長】

お願いします。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

ここの国土利用計画岩手県計画におきましては、具体的な事業であったり、政策であったりといったものの根拠に必ずしもなるものではございませんので、具体的な事業内容はまた個別の話になっていくかと思いますが、今県として取り組んでおりますのは、例えば空き家対策について関係機関の連絡会議を行ったり、空き家利用に当たっての窓口開設とか人材育成を行っているといった政策に取り組んでいるところがございます。民間の動きや、その場所の土地の性質による部分もあるかと思いますが、現時点で、利用方法について明確にお答えできないのは恐縮ではございますけれども、今後さらに土地利用基本計画、若しくは個別計画の中で具体化していく中の大きな問題意識として、空き家利用に向けた取組を行っていくことが重要である、というような基本構想を述べているものをご理解頂けたらと思います。その課題についても、どういった空き家の性質によるのか、そこは供給と需要がマッチしているのか、様々な問題もあろうかと思いますが、そういったものに対して県のみならず、多様な主体が取り組んでいくというような構想を述べているものがございます。

【豊島会長】

空き家については本当に皆様が、ご関心を持っていることだと思います。今、ご指摘のとおり、有効利用できていくようであれば、本当にいいのですが、私の今の認識は、どちらかというとも有効利用の前に、危険物として取り壊すというような動きがまず成功しているように受け止めております。法律的にも、国もそれから市町村の条例も段々とできていって、危険と思われるところは取り壊すといったことになっていると思いますが、有効利用というところ、もしそういう政策的な流れがあればご紹介頂きたいと思いますが、ございますか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

先ほど申し上げた連絡会議などの中でどうやって活用していくかということは検討しているところがございます。特に今回の計画は土地に関するものがございますので、会長からご指摘のあるような、建物だけというよりもまず、そもそもその土地が活用されていないということ自体が課題であろうとは思いますが、そこはもちろん空き家利用という形で有

効利用できればいいと思いますし、それが困難な場合、土地としてどのように活用していくのか、という視点でも検討を進めていく必要があるのではないかと、課題認識のご説明で非常に恐縮ですが、そういうふうにご考えているところでございます。

【豊島会長】

空き家そのものも大事ですが、その基盤となっている土地というところにも、私達は目を向けて行きましょうということですね。それでは他に、どうぞ。

【伊藤委員】

今の空き家に関する話ですけれども、私は農村に暮らしていますが、空き家というのは都市部の話かと思っていましたけれども、ここ2、3年くらい前から農村でも両親が亡くなって、後継者である長男の方も60歳くらいになると結婚されてない方が結構目立つようになってきて、その方自身も病気で突然亡くなられたりすると、もうその空き家だけではなくて、周辺の農地も含めて、全然管理がなされないということになってしまうわけです。ご兄弟がいらっしゃるわけですけども、ご兄弟も遠くに嫁がれたり、もう住んでいらっしゃるなかったりして、お葬式というのも地域で額を決めてみんなで参加するような形を今までとってきたのですけども、もうそれも不可能になってくるということで、兄弟葬にして、あとの付き合いは一切地域で関係なくというような話も現実に出てきているわけです。そういうことから考えると、県の中に空き家というのは大体どのくらいあるものなのでしょうか。

また、その農地絡みの空き家みたいなそういうものを市町村に委ねて、親類の方たちから土地だけでも近隣の方々が利用できればというような方向で進めていって、なるべく荒れないような形にしていく方向が、可能性があれば、そういうことも考え合わせて何とかしていかなければならないのではないかなど、実際にごく身近の農村でもそういうことが起きています。ちなみに、ごく身近の去年の出生率は全くゼロで、お葬式が8件もあって、お年寄りや私達も含めて、あそこもここもここも亡くなってきたというような、暗い話題が頻繁に増えてきているような、そういう状況でもあります。

森林のことも含めてですけれども、農家は大体どの家でも森林を持っているわけですが、そこから収益も上がらないということで、後継者の人達も大体、自分の山がどこからどこまでが山だったのかとも、今はっきり覚えていないというような状況もあるということ踏まえていただきたいと思います。もちろん管理もされていないということで、その辺りも深刻な状況になっております。

【豊島会長】

リアルな状況のご紹介になりました。では、お願いします。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

まず、ご質問へのご回答でございます。岩手県内の空き家でございますけれども、直近で申しますと、住宅が総数 55 万 2 千戸程度ある中で、空き家は 7 万 6 千戸ということでございます。これは県全体の数字で、割合としては大体 13.8% ということでございます。

都市部と農村部における空き家の割合というものは承知しておりませんが、例えば今、委員からご指摘があった内容で申しますと、資料 1 - 1 の 8 ページをご覧ください。お答えにはなっていないかもしれませんが、8 ページの一番上の「その際」で始まる文章で、その下線部分は私どもが独自に追加した部分でございますが、1 行目から始まる「地域協働等による農地の良好な管理」のところをご覧ください。空き家に対する直接のご説明にはなっていないかもしれませんが、やはり農地を個人のところだけで管理をし続けるのが難しい場合があるのではないかというのは、当県の農業担当部局でも認識しているところでございます。最近では中間管理機構やそういった仕組みもございますけれども、それにとどまらず、地域協働等による農地の良好な管理というのは重要であるというのは盛り込ませていただいたところです。これを踏まえた具体的な施策をやっていくことが重要ではございますが、ここで基本的な考え方を示しているところでございます。

また、森林に関するご指摘でございますが、例えば 2 ページの上の方からご覧頂きますと、2 段落目の「県土管理水準の低下等により」で始まる段落をご覧ください。人口減少社会に対する影響について記述したものでございます。ここの 2 行目に「また」以下にございますように、やはり土地境界が不明確な状況や人口減少に伴う所有者の所在が難しいような土地が増加しているというような話もございますので、こういったことに対する対応というの、考えていかなければならないと認識しております。今、委員から具体的な事例として紹介していただきまして、私どももそういったことを踏まえながら、この計画の策定を進めていきたいと思っております。

【事務局】（佐々木主任主査）

1 点補足します。今の数字は平成 25 年の住宅土地統計調査によるもので、既に公表されており、これは 5 年に 1 度の調査でございます。先ほどご説明したとおり、25 年の調査の数字になっておりまして、その前の時は 14.1% ということで、前の方が高くなっております。5 年前から見ますと 0.3 ポイント下がっているように見えますが、これは震災の影響によるもので、今後また高くなる可能性があるのではないかとことです。空き家対策で、県で言いますと建築住宅課が今窓口になって、市町村等と連携をして、民間も含めた公民連携で、空き家対策ということを進めておりますので、先ほど会長からの話もあった、多様な主体の取り組みにも関連して、民間と連携をして取り組んでいるというところであります。

【豊島会長】

所有者の分からない土地、あるいは建物というのは、この度の震災及びその後の復興、防災集団移転事業等で本当に所有者が分からないという状況がいかにネックになっていた

かということが痛切に思い起こされたということでございます。それでは、どうぞ。

【細井委員】

只今、空き家の活用について、議論があったところだと思います。会長さんをご指摘のように空き家の現実からすると、活用もさることながら、危険家屋としてどういう整理ができるかということが、現実の地域としては最も大きな課題となっております。それで、西和賀町では条例をつくりまして、強制執行まではできないのですが、親族、家族に勧告をするところまで踏み込んでおります。その成果で何件か解体するということが出てきておりますので、通知するだけでも相当な効果が出ています。そういった意味では、現状が空き家の危険家屋としての重要さということであれば、それを何らかの文言でもって表現しておくことも必要ではないかなと思います。

それから、地域との協働ということですが、その危険家屋でどのような事例があるかと言いますと、具体的な私どもの場合の例ですが、通学路に雪が積もりますので、屋根から落雪があります。したがって、しっかりと雪下ろしとかをされないままでおりますと、子ども達の通学に危険があるということで、そこに関してはとりあえずその持ち家の関係の方がいらっしゃらない、よそに出ている家族の方も整理してくれないという場合は、地域の協議会でもって、協働でもって、とりあえず自分たちが危険を除去しているという状況で、地域住民の力を使って対応しているという状況にあります。そういう意味からも、地域全体の有効活用となればやはり空き家の活用と、危険家屋の整理ということと同時に挙げなければいけないなというふうに思っております。

それから、空き家をそのまま放置しているという状況の中で、動物がそこに住み込んで、そういう意味で地域に対する危険性の現実が出ているということ、地域の区長さんの報告もありまして、これも大きな今後取り組んで行かなければならない課題だなと思います。そういう意味においては、空き家の活用については少し踏み込んだ表現も必要かなと思っております。

【豊島会長】

踏み込んだ表現、いかがでしょう。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

今ある計画においては、基本的には空き家は活用としての対象の記述がほとんどですので、今のご指摘を踏まえて危険家屋というか、危険なものにも成り得るところについても、ちょっと文言は検討させていただきまして、追記をさせていただければと考えております。

【豊島会長】

この審議会そのものが土地ありきという、「土地」というところがあって、そしてその上

の上物という、上物だけの対象であるわけではないという認識は私達も持っておきたいと思います。先ほど、空き家に動物が入ったというご指摘ありましたが、例えばどんな動物ですか。

【細井委員】

タヌキとかですね。それから一般的には捨てられたネコとかイヌですね。そういったものも現実的にはあります。

【豊島会長】

人間が捨てていくのですね。

【細井委員】

管理しなくなったものが、そういったところに入っています。

【豊島会長】

西和賀町及び北上市で空き家対策というのが、かなり先行して進んでいるようですが、それは雪という要素が大きいからですか。そうでもないのですか。

【細井委員】

具体的に一番深刻だったのは通学路があって危ないということでした。ですから、とにかく雪を降ろさなくてはいけないということで、地域の住民の方の協力を得てやっております。

【豊島会長】

他にいかがでしょうか。どうぞ。

【神田委員】

3点お伺いしたいのですが、1点は特別委員会の資料のご意見にありました、住宅地の目標面積は統一した方がいいということで、これはもうこの計画に反映されているということでしょうか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

ご指摘のとおりです。資料1で申しますと、宅地には住宅地と工業用地と、商業用地等のその他宅地が含まれているものでございますが、この面積は354km²から360km²への増を見込んでおります。資料1-2の下の方に宅地というものがございまして、このうちの住宅地というところをご覧頂ければと思います。今1km²増としているのですが、当初は復興関係の住宅地増を見込んで8km²増でつくっておりましたが、ここはやはり人口

減少であったり、沿岸被災地の移転元地は、住宅地としてどう使われていくのか、その後住宅地として使われていくのかというような問題意識もご指摘を頂いたことから、増加を抑制しているという形で反映をしているものでございます。

【神田委員】

この計画を、例えば、現実を積み上げていくところなるというものではなくて、目標としている以上、多分、政策的なゴールを目指して、この数字の設定というのが計画を作る以上大事ななと思っているので、こういうふうになるべく街の中に集約しましょうとか、そういう中でこのくらい横ばいにするのは、やはりどうなのかなと思います。逆に全国計画では、工業用地も横ばいですが、うちの県としてはきちんとしていきますよという姿勢なのかなと思っていて、政策と一緒に何を指すのかというところで、積み上げの数字ではなくて、目標設定するのはすごく大事なことなのだなと拝見しました。

もう1点は、「安心・安全を実現する国土利用」のところで、2番目に「重要な機能の適正配置」とあるのですが、これは本文の方でいくと、どこら辺のどういう話なのかと。何となくイメージはできるのですが、ちょっとはつきりわからなかったもので、もう少し具体的に本文でも示していただいた方がいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

今、本文で類似の記述としては、5ページの「ウ 安心・安全を実現する県土利用」というところに記述をしております、その3段落目の「経済社会上、重要な役割を果たす諸機能」というのを入れております。もう一つが17ページでございまして、適正配置という言葉は使われていないのですが、「ライフライン等の安全性の強化」というところで、ライフラインの多重性・代替性の確保というところで記述をしているところでございます。

どういった機能をイメージしているのか、というところでございますけれども、東日本大震災の経験を踏まえ、病院、インフラ、ライフラインといった機能が1か所に集中していると、ただちに社会生活が困難になってしまうような被害を受けてしまうといったことが、問題意識でございます。そういう意味ではそれらの分散配置、安全な場所に集中させるといったものがイメージとしては適正配置ということになるのだと思います。そういう意味では17ページにありました、「ライフライン等の安全性の強化」でも類似の記述はしてありますが、今の委員からのご指摘を踏まえて、この「重要な機能」という表現について、本文の方で、もう少し具体的なイメージがわくような記述に修正したいと思っております。

【神田委員】

あともう1点なのですが、その下の「多様な主体による県土の管理」とありまして、全体的に行政の言葉で「県土の管理」というのはいいと思うのですが、市民とかいろいろな人が活動に関わる中で、「県土の管理」は具体的にイメージできないと思います。自分が「県

土の管理」をしているということが。例えば、もう少しやわらかく言えば、もちろん利用とか保全とかそういうことだと思うのですが、一般の人に訴える時、あるいは市町村の計画をつくる時にも、市民が絡むところは、もうちょっとわかりやすい言葉の方がいいのではという感じはします。これは意見です。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

「県土の管理」というのが、行政的な言葉になってしまっているのではないかと、身近な言葉になっていないのではないかとというご指摘だと思いますので、少し本文、若しくは概要において、どういう書き方にするのかというのは検討させていただければと思います。

ちなみに申し上げますと、全国計画の中では「国民的経営」という言葉が使われております。私どもの方で「国民的経営」という言葉を県の方に当てはめた時に、「県民的経営」というのがどういうものかということに疑問が生じたもので、そこを落とした書き方にはしてみたのですが、それでもやはり「県土管理」という言葉自体も少し硬いのではないかとということで、そこはもう少し表現を検討させていただければと思います。

【豊島会長】

先ほどの2点、「重要な機能の適正配置」という言葉、それから「多様な主体による県土管理」というところ、私自身もすぐには消化できない言葉でした。今、回答がありましたとおり、少し具体的にイメージを持てるような具体化をお願いしたいと思います。

先ほど、多様な主体のところ具体的な西和賀町の例のように、「みんなで」というようなイメージですよね。やれるところは皆で汗を流しながら一緒になってという、その辺が書き込まれればいいかなという気もします。他にいかがでしょうか。どうぞ。

【川田委員】

資料1-1の本文で細かいところなのですが、少し言葉を加えた方がいいという点を2点述べさせていただければと思います。

4ページの真ん中の方、「大規模太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺環境への環境の評価を十分行うとともに」のところですが、そこに風力発電とか太陽光発電に加えて、バイオマスも加えたらいいのではないかと思います。後半の別の部分では再生可能エネルギーのところ、そちらの記述が入っておりますので、加えても違和感はないと思います。実際、バイオマスの工場も早池峰の環境のいいところの近くに、大きな工場が建てられたというような現状がありますので、再生可能エネルギーの大きな施設を建てるときには、評価を十分行って欲しいというような希望も込めて付け加えていただきたいと思います。

それからもう1点、21ページ「オ 水環境・水循環の保全と土壤汚染防止」というところの、マルポチの一番下、「生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保」とありますが、私のイメージだと水量と水質だけでは、何となく多

様な生息・生息環境というのには少し足りないかなと思いましたが、そちらに水辺環境か水辺空間というような、水量とか水質だけではなくて、生き物が過ごしやすい環境というのを加えていただきたいと思いました。

【豊島会長】

2点目の空間という言葉が出てくるといいですね。今のご趣旨に合うかと思います。いかがでしょうか、事務局。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

2点ご指摘をいただいております。バイオマス発電所の環境影響評価の追記をするべきではないかという点と、あとは水環境のところに水質・水量のみならず水辺空間という表現を加えるべきではないかという点です。いずれも対応させていただきたいと思います。

【豊島会長】

他に、細井委員。

【細井委員】

県土の8割を森林が占めているということで、森林がどのような状態にあるのかということとは非常に大きな構想になると思っております。山林が、特別委員会の中で、自然災害の防止につながるという意識付けが重要であるという意見が出ているようでございますけれども、山林は管理の仕方によっては、逆に災害を生み出すということもありうるだろうと思えます。そういう意味では、今回の概要を見た中では、「森林の適切な整備・管理」という表現になっているので、大変良いのではないかと思います。

それから、荒廃農地等について森林として活用するというのも、真ん中に書いてありますけれども、人口減少社会で農地を管理できなくなっているのは現実であります。したがって私は、かつて歩いてきた逆の方向で、周辺の管理が難しいところは森林に戻すという手法は講じていくべきだろうと思っておりますので、これも非常に適切で良かったのではないかと、そういう印象を持ちました。

それから、再生可能エネルギーの活用、特に私は森林バイオマスのことについて触れるならば、やはり森林を適切に管理する必要があると。しかしながら、課題としては森林所有者の経営意欲の減退ということがありますので、その森林資源を有効に活用すると。その一つの手立てとして再生可能エネルギーを導入するのだということであって、これもいい表現だったと私は思いましたので、一言申し添えます。

【豊島会長】

西和賀町では「薪」、これをまわすという取り組みが始まって数年になりますよね。では、その他に。どうぞ。

[井良沢委員]

1点ご質問なのですが、特別委員に参加させて頂きまして、県土利用の素案を頂きまして、そういう中で、A3判の資料1というのは非常にコンパクトに、これからの岩手県のとりまく状況というのが、非常にエッセンス的に凝縮されていて、いい表だなと思いました。内容的にも、今後県で取り組むべき内容がコンパクトに網羅されていて、非常にまとまりの良い計画に、委員の皆様がご審議していくということで、非常にいい計画だなと思います。今後としては、認められましたらこの計画を、平成37年を目標としていますが、よく言われているPDCAというものにより、中間段階で、検討というのもしていただくという状態になるのではないかと思います。

防災関係では、被災があって人口が減少しているということで、特に中山間地等では災害に対する危険性があります。今後まさにそのとおりでと思います。災害においては人口が減ることで、中山間地等ではそこが一層激化するとか、私が感じたところでは1番弱い中山間地、いわゆる限界集落と言われているところは、もっと激しい形で落ちていくのではないかとということが考えられますので、そういうところを私も研究したいと思っており、注目していきたいと思っております。

質問としては、資料1で今後の施策というのは皆様から既に出ましたので、その隣にある「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」の「複合的な施策の推進」ところです。その事例として二つ書いてあり、自然と調和した防災、もう一つは荒廃農地の利用ということで、多分、自然と調和した防災というのは、わりと一つの県土整備行政であったり、農林水産行政であったり、一つの枠の中ではやりやすいと思うのですが、結局部局を越えると、国も縦割りなので、県でもなかなか難しいと思います。部が違うのでかなり複合的な施策の推進というのは、実際、国もなかなかやり切れていないので難しいと思うのですが、県としては敷居を低くして複合的な政策を、防災関係だと、例えば医療介護施設の土砂災害対策の検討というのを県の予算でやっております。まさに福祉行政、防災行政も関係しているのですが、それが連携することで、すごくいい防災の推進を進めていけるよう、ちょうど今、県の予算でやっているところです。そういう部局を越えた複合的な政策を、是非推進していただければと思っております。ちょっと意見になってしまったのですが。

[豊島会長]

最後の複合的というのも、ちょっと理解できない言葉でありますけども、これをむしろこの計画期間において、具体的な取組を一つでも二つでも、先鞭をつけるようなものが出来てくればいいなど、福祉分野と複合なものを含めて。

では、コメントはありますか。

[事務局] (臼井環境影響評価・土地利用担当課長)

計画が今後のどういう進捗をしていくのかというところだと思いますが、国の方でもこの

計画にあたって、どのように進捗をどういうふうに管理していくかということをお考えしていることとさせていただきます。その動きも踏まえつつ、私どもも計画をどういうふうに実現していくか、ということについて認識を持ちたいと思います。

2点目の複合的な政策でございます。これも国の方からこういったものということで、今、出させていただいておりますのが、自然と調和した防災・減災ということで、先ほど細井委員からは、やり方を間違えると逆に災害につながってしまうというご指摘も頂きましたけれども、そういったものであったり、あとはより安全な地域の居住を誘導していくとか、オープンスペースを確保するとか、そういったものも例としては挙げられており、やはり防災関係についての事例というものが示されていたように思います。実際、この国土利用計画の位置づけ自体が、総合的な計画というところでもございますので、縦割りということが起きないように、しっかり意識してまいりたいと思っております。

【豊島会長】

それでは川村委員、どうぞ。

【川村委員】

森林関係の方から少し質問というか、コメントさせていただきますが、再生可能エネルギーのお話、先ほど川田さんからも出ておりましたけれども、本文の関連するページで申しますと、先ほど川田さんがおっしゃいました4ページですね。それから9ページ。真ん中あたりの森林という辺りで、森林の保全と利用について書かれていますし、あとは19ページ。(4)の「恵み豊かな環境と人間の営みの両立」という中で、再生可能エネルギーの面的導入ということで取り上げられているのですが、再生可能エネルギーといいますと、最近、特に一般に非常に目につくのが、太陽光発電が非常に盛んに導入されていると。住宅の、いわゆる太陽光だけではなく、メガソーラーの建設が非常に県内でも盛んになってきています。林地開発の関連からちょっと2、3ケースを拝見したのですが、かなり広大な面積の森林を伐採して、ここにメガソーラー建設すると。その開発許可は、よほど環境や防災関係の影響がない限りは禁止というか、差し止めはできないという、基本的な県の敷居があるということで、現実にはそういう開発が行われることが多いと聞いております。電力ですので、これは県民の生活にも直接関係していくことですので、先ほど部局横断的というお話ありましたが、その環境の保全とエネルギーの利用を、部局横断的に、全体的な県のエネルギー政策というか、そういうようなことも絡めて考えていかなければいけないことになっているなという気がしてまして、そこについてちょっとお話をお願いいたします。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

県といたしましては、大きな観点でいうと、低炭素社会といいますか、CO₂削減に向けて取り組んでいくということは一つ重要なテーマだと思っております。一方で、個別の場

所、場所で見たとときに、どういう問題が生じるのかというところも重要な点でございますし、例えば、環境アセスメント、環境影響評価という制度もございますので、その要件に該当するものについては環境影響を見ておりますし、それに当たっては担当部局と連携を取りながら、運用を行っているところでございます。太陽光発電については、法令に基づくアセスの対象になっていないということもございますので、そこを自主的な環境影響評価をやっていただくとか、それについてちゃんと理解を得ていくようにしていくとか、そういったことは、おそらく重要になっていくのではないかと考えております。そういう意味で私どもとしても、今のご指摘も踏まえまして、やはりCO₂削減という視点だけを重視して、個々に場所、場所で妨げられることのないように、その点についてはしっかり考えながらやっていきたいというふうに思っております。

本日、二つ目の議題として、土地利用基本計画の変更もございますけれども、その中で林地開発ということで、太陽光発電施設もありますので、そういった土地利用基本計画も、まさに総合的な計画という性格を有しておりますので、そういう意味では、関係部局ともしっかり情報共有、連携を図りながら、対応しているところでございます。

【豊島会長】

只今のご意見に関係して、CO₂削減、両方そちらを向いているのですよね。太陽光の再生可能エネルギーも、森林自体の機能も、そういったときにどういう論理でどちらを選択するのかということは、現実の問題としては判断せざるを得ない。その時に一番ベースとなるのは、やはり県の再生可能エネルギーを含む、エネルギービジョンなるものがどうあって、そこにおいて森林はどこに位置づけられるべきか、再生可能エネルギーの普及はどのような位置に位置づけられるべきか、あるいは、本当に威力を発揮した石炭火力等がベースになって、その上でこうしようという順番になるのですか。いかがですか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

やはりCO₂削減に取り組むに当たって、何かを一面的に見ているということでは当然ございません。設置による削減効果であったり、林地開発であればその影響であったり、県全体としてもCO₂削減に当たって、目標を設定して、そうやって全体の中でやっていくべきものだと思います。そういう意味でCO₂削減というのは、それに向けて県全体として取り組んでいくものでございます。一方、土地利用という観点でいうと、やはりこの国土利用計画が上位計画として、それを基本とする土地利用基本計画の下で個別調整が行われていくという性質のものでございますので、その中で不適切な土地利用とならないよう、総合的な調整を図っていくということでございます。抽象的なお答えで恐縮です。

【事務局】（根子環境生活部長）

少し補足しますけれども、今年度、地球温暖化防止対策実行計画の見直しの時期に当たって、全体的に目標をどうするかとか、それに伴った対策の見直しをどうするかとい

った問題を抱えています。今、会長がおっしゃったように、いわゆる温暖化防止のためには、森林吸収が非常に大きなウエイトではありますし、一方では再生可能エネルギーも効果があるということなので、それぞれの目標も立てながらやりたいと思っております。

再生可能エネルギーの方も、今の動きからすれば、いわゆる太陽光発電は岩手県でもかなり伸びている状況があって、一方で岩手県では風力と地熱のポテンシャルが非常に高いということもありますので、岩手県での優位性をどうするのかとか、そういうところも含めて、再生可能エネルギーの導入は進めていきたいと思っております。

【豊島会長】

それでは他にいかがでしょうか。どうぞ。

【伊藤委員】

今のエネルギーの話はとても良いと思います。そして個別調整というのに力を入れて欲しいと思っております。というのは、農村の場合、なんで農地が荒れるの、魅力がないし、夢も持てないし、収益性も上がらない、と若い人達が農地から離れて別に職を求めてお金を得ると、そういうふうになっています。周りの残った老人達も農地に手をかけられないということで、林地化がどんどん増し、でも木を植えたからといって、手をかけないと木は良くならないです。下草も刈らなければいけないし、下枝も下ろさなければいけない。間伐もしなければいけない。ある程度の木の大きさに育つまでは、結構手がかかります。そういうことも含めて、個別調整に力を入れてほしいと思います。

【豊島会長】

そこも留意していただきたいと思います。他にいかがですか。どうぞ。

【南委員】

先ほどおっしゃった進捗管理というところ、もう少し前の段階なのですが、非常に広範な分野のことを、中には非常に俯瞰的に、あるいは具体的に記述されているのですが、この実施に当たってはこの基本計画ができたなら、一緒に各部局で降りていくというか、こういう方針でやっていくというような、降りていって実施されていくというような体制にそもそもなるのか。これを作っているときに、そもそも調整を取りながら進めているとは思いますが、その実施というのがどういうふうに進んでいくのか、お聞かせ願いたいです。

【豊島会長】

例えば降りていって、事業として実施ということによろしいですか。一つ一つの事業としてこの方向で実施されていくのか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

部長がちょっと用のために席を外させていただきました。失礼いたします。

今のご質問でございます。特別委員会でもご指摘を頂いたところでございますが、国土利用計画そのものは具体的な事業であったり、規制であったりといったものの根拠になるものでは必ずしもないということが、まずございます。一方で、当然基本方針を定めるものでございますし、今、南委員からご指摘があったとおり、やや具体的な記述もしてございますので、当然この計画は関係各課、というか庁内全体に対して情報共有はまず図られるというところでございます。

また、これを基本として、土地利用基本計画という即地的な計画を変更する予定でございますので、あとは個別の都市計画であったり、森林の計画であったり、農業振興の計画であったり、そういったものにも降りていくということでございます。そういう意味でいうと、この計画が基本構想としての意味合いで各部局に認識されて、政策として実現されるように進めていくというのがまず一つと、制度の中で個別規制法に基づく計画なりを通じて実現されること、この2点においてこれが実現されていくような流れになるものと思っております。

【豊島会長】

その段階、段階でこの素案というのは、ベースに置かれるものであるということですね。他にいかがでしょうか。本当にたくさんご意見頂いてありがたいところでございます。よろしいですか。

それでは事務局へお願いですけれども、いくつか要望、それから文書表現の具体化等が出ました。お答えの感触では、ほとんど全部それに応じるような方向で対応して下さるというふうに受け止めております。それで、ここをこう変えたというのを、後日、我々委員にお知らせしていただくことに。パブリックコメント、それから市町村への照会に挙げていただいて、私は結構だと思いますが、もう1回この審議会で最終的な検討の機会がございます。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

本日のご意見を踏まえて、修正の部分についてはすぐに修正をさせていただいて、今、会長がおっしゃいました市町村への意見聴取であったり、パブリックコメントであったりといった手続きを行いまして、修正を行った上で、また別途最終案の諮問ということで、お願いをさせていただきたいと思っております。

【豊島会長】

こう修正しましたのでよろしいですかという、了解を得る機会は特に盛込まないということが私の考えです。それでよろしいですか。それでパブリックコメント、あるいは市町村の意見が出揃った段階で、また皆さんでご協議頂き、答申するという形にしたいと思います。ありがとうございました。以上をもちまして、議事の1番目終了といたします。

続きまして、知事から諮問のありました議事の2番目です。「岩手県土地利用基本計画計画図の変更について」ということであります。それでは事務局から説明をお願いします。

(2) 「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」

【事務局】（佐々木主任主査）

（資料2「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」説明）

【豊島会長】

それでは、9点の土地利用変更について協議いたします。実は林地開発許可制度というのに乗っ取って、これは既に認められているということで、この森林地域についてだけは、追認というような形になっております。その林地開発許可制度においては、林地をこのように土地利用に返還するにおいて、環境面、あるいは災害面においても必要があれば適切な措置を取って許可されておるといことです。そういったところで、森林審議会においては、十分に審議されている案件と理解をいたします。

なお、皆様から特に気になること、あるいは確認しておきたいことございませんか。

先ほど説明がありましたとおり、これを考える上でまず大事な点というか、それが3点示されました。土地の基本計画に整合性があるのかなのかということ。まずこの点についてはこのたびの30haの森林地域の減少、これが全体としてみると、森林地域の割合にほとんど変化をもたらしていないという、大きな変化はもたらさないということです。それから、これが適切な転換であるのか、他の土地に悪影響を及ぼさないのかというような観点が第一になっております。その辺りも再度、ご確認頂きながらご意見頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【井良沢委員】

先ほどの議事でも森林の開発で太陽光発電が、岩手県でも盛んになっているということで、全体9件のうち3件が太陽光発電ということでした。林地開発は適切に判断されて許可が出されていると思うのですが、例えば、洪水調節的な機能が低下することについて、太陽光パネルに雨が当たると雨がその下に落ちて、下の土壌が侵食される危険性があると思います。濁水とか土壌浸食とか、そういうものも適切に審査されているとは思いますが、念のためにお聞きしたいと思います。

【豊島会長】

特にそういった防止施設等に配慮した例があれば、具体的をお願いします。

【事務局】（森林保全課小澤技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

森林保全課では、個別法の森林法に基づきます林地開発許可制度を担当しております。只今の委員から質問に対しまして、まず、洪水調整池等につきましては、開発区域から流入する、あるいは流出する、雨水とかそういったものについては、洪水調整池の容量等、

規定の確率雨量に基づきまして、それに適合しているかどうかを、判断して設置しております。また、その洪水調整池から流出していく流量につきましても、それぞれの河川、例えば役場管理とか県の管理とかそういったところで調整された上で、同意条件等、そういったもので審査しながら許可をしているという状況でございます。

【豊島会長】

他にご意見ございますか。あるいはご質問、どうぞ。

【川村委員】

森林審議会の方でも委員をさせていただいておりますので、ちょっと関連の情報ということで、少しだけお話をさせていただきます。林地保全部会の方で、先ほど小澤様が担当されているということで、ご説明も既にされているのですが、それぞれの計画について、環境の保全については万全を期している計画であるということは、一通りご説明をさせていただいております。ただ、委員同士の間で、特に委員を務めておられる岡田秀二先生のお話等にも実はあったのですが、前段の議題の中でもコメントありましたが、森林の機能が環境保全に役立っているということがありながら、一方でその森林を伐採して再生可能エネルギーの太陽光発電を行うという、矛盾したような機能が現実に行われているということが、森林に携わる者にとっては忸怩たるものがあるというようなことが、感想として実は挙がっておりました。

会議の中で挙げられたケースの中で、市町村さんが主体的にエネルギー政策を立案されて、バイオマスタウンという構想を立てられて、その中で大々的に太陽光発電を利用していこうというお話も、実は出てきたのですが、結局、地主さんが、木が生えていても何も生まれず、お金にもならない、それで森林の利用も諦めてしまって、残念ながら、残念ながらというのは森林に携わる者の意見なのですが、森林として保っていくことを諦めた末の太陽光だというようなこともあります。現実には地元の方々の生活もかかっておりますので、我々としてそれを一方的に批判する立場にないのですが、そういった現実があるのだということを我々は委員として拝見したということのご報告です。

【豊島会長】

本当にご趣旨わかりますね。ならば、所有者の方々が、農地にしても林地にしても、手をかけて価値があるものとなる社会であることが望まれます。今、難しい時代になっておりますが、歯止めというのは、一番根っこはそこなのでしょう。そのように思いました。他にいかがでしょうか。

それでは、只今の岩手県土地利用基本計画の計画図の変更については、この審議会としては原案を適当と認める意思を、知事に答申するというご報告でございますでしょうか。

【委員】

異議なし。

【豊島会長】

ありがとうございます。ただ、諸手を挙げてということではないということは、思うところがあるところでございます。それでは、この議題の審議は終わります。答申することいたします。

5 その他

【豊島会長】

それでは最後にその他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

それでは事務局から何かございますか。

【事務局】（臼井環境影響評価・土地利用担当課長）

今回の審議会についてでございます。本日、議事2の変更について議論していただいたところございましたけども、議事1の国土利用計画岩手県計画につきましては、先ほど会長からもご指摘がございましたように、頂いたご意見を反映させていただきまして、それを皆様に共用させていただくとともに、並行してパブリックコメントと、市町村からの意見聴取、若しくは国との協議を進めさせていただき、今のところ、次回は5月下旬頃を考えてございます。ただ、先ほど少しご説明があったのですが、農業関係の面積の数値を、今後どうするかというお話もございますので、その辺は状況も踏まえつつ、また改めて、委員の皆様にご日程の調整の確認をさせていただければと思いますので、大変ご多忙のことと存じますが、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

6 閉会

【豊島会長】

他にございますか。

それでは、以上を持ちまして、「第59回岩手県国土利用計画審議会」を終了いたします。多様なご意見頂戴しまして、ありがとうございました。